

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

●入院基本料について

当院は、厚生労働大臣が定める入院基本料の基準に適合しており、一般病棟は次の承認を受けております。

病棟種別	看護体制	急性期看護補助体制
急性期一般入院料1	7対1	25対1（看護補助者5割以上）

※看護体制は、平均して入院患者さんに対する看護師数を表しており、「7対1」は、平均して7名の入院患者さんに対して1名以上の看護師を配置しています。

※当院は、患者さんの負担による付き添い看護を行っておりません。

●入院費の計算方式について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせるDPC対象病院となっております。

基礎係数	1.0451
機能評価係数Ⅰ	0.4057
機能評価係数Ⅱ	0.0807
救急補正係数	0.0209
激変緩和係数	0
医療機関別係数	1.5524

●明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものとなります。

明細書の発行を希望しない方は、事前に会計窓口にご旨お申し出下さい。

●診療記録の開示について

当院では、患者さんからの申し出により、診療記録の開示を行っております。ただし、開示に当たっては、大和市個人情報保護条例に則った手続きが必要となります。

●入院時食事療養について

- 1) 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士の管理の下に、年齢、症状によって適切な栄養量及び内容の食事を、適時適温で提供しております。
- 2) 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食をはじめとした治療食や無菌食などを、特別食として提供しております。
- 3) 病棟内の食堂で食事ができるスペースを設置しております。

●保険外負担に関する事項について

当院では、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、法令により認められておりませんので、患者さんに負担をお願いすることはありません。

令和7年6月1日 病院長